

洛和会ヘルスケアシステムホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洛和会ヘルスケアシステムホームページ（以下「洛和会ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載)

第2条 洛和会ヘルスケアシステム（以下「当会」）は、洛和会ホームページ上に、情報の妨げや誤解の生じない範囲で、広告の掲載を行うものとする。

(広告の種類)

第3条 洛和会ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、企業や事業所、商店等の広告とし、当会の広告媒体としての、洛和会ホームページの品位、公共性、および公益性を妨げないもので、患者に不利益を与えないもののうち、当該広告及びそのリンク先のホームページが次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 国内の法令に違反するもの、もしくは違反するおそれのあるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第33号）第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (4) 悪質商法などの社会問題となっているもの
- (5) 青少年の健全育成に反するもの
- (6) 誇大表示や不当表示、又は表現方法などが不適切なもの
- (7) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかかわるもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (9) その他、不相当とみとめられるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載は洛和会ホームページのトップページの病院が指定する位置とし、掲載する枠数は8枠とする。

(広告の規格等)

第5条 広告は、バナー広告とし、その規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦66ピクセル×横176ピクセル

- (2) 形式 GIF (アニメ不可)・JPEG・PNG形式 (FLASHは不可)
- (3) データ容量 8KB以下

- 2 高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載は、月の初日から末日までの1か月単位で1年までとする。

- 2 洛和会ホームページの維持管理等による公開停止の期間も、原則として掲載期間に含むものとする。
- 3 広告の掲載開始及び終了の時間は、当該月の初日及び末日で洛和会がその都度設定する時間とする。ただし、当該日が次の場合は、掲載の開始又は終了の日は、その翌日とする。

(1) 土曜日、日曜日又は国民の祝日

(2) 12月29日から翌年の1月3日

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1件1か月15,000円とする。

(広告の募集)

第8条 洛和会ホームページに掲載する広告の募集は、掲載できる枠に応じ必要に応じで行うものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告の掲載を希望するものは、洛和会ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して、洛和会本部宛に申し込むものとする。

(広告の掲載の決定等)

第10条 第9条による申込みがあった場合、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を判断するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果を、洛和会ヘルスケアシステムホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該申込みを行ったものに通知するものとする。

(広告の原稿)

第11条 掲載する広告の原稿は、広告の掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)が作製し、期日までに提出するものとする。

- 2 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

3 広告の原稿作製に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 12 条 広告主は、掲載期間の広告掲載料を指定する期日までに、指定金融機関の口座に、口座振込により一括して納付することとする。

2 既納の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

(掲載の決定の取り消し)

第 13 条 運営上支障があるとき、又は広告主が指定の期日までに掲載料を納入しなかつたときは、当該掲載を取り消すことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。